

平成23年第4回美郷町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成23年5月12日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
- 第 4 町長の招集あいさつ
議案上程・議案審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第 5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 6 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 7 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 8 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第 9 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第10 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 第11 議案第37号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第38号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第39号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第40号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第41号 美郷町税条例の一部改正について
- 第16 議案第42号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第1号
- 第17 議案第43号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂碁君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 事務局長	渋谷新一君
教育次長兼 教育総務課長	須田喬君	教育施設課長	梅山正之君
生涯学習課長	小林宏和君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第4回美郷町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 猛君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番熊谷良夫君、3番伊藤福章君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高橋 猛君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎議長の諸般の報告

○議長（高橋 猛君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月出納検査、平成23年2月分、3月分の報告がありました。2として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より平成23年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しておりますので、それをもって報告にかえさせていただきます。

◎町長の招集あいさつ

○議長（高橋 猛君） 日程第4、町長の招集あいさつを行います。

本臨時会の招集に当たって、町長より招集あいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

○町長（松田知己君） おはようございます。

平成23年第4回美郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただきお礼申し上げます。

開会にあたり、行政報告並びに本日提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集のあいさつといたします。

はじめに、3月11日に発生した東日本大震災にかかる被災者支援については、これまで本町へは福島県から2家族10人が避難して来られましたが、4月上旬に1家族は町営住宅に入居し、1家族は大仙市へ移動しております。現在は、旧六郷東根小学校に避難所を設置しておりますが、避難している方はおりません。また、町内の親類宅へは3家族11人が避難しており、うち小学校へ2人、幼稚園・保育園へ4人がそれぞれ就学、就園しております。また、避難者に対しては、町内温泉施設の利用料金を免除しており、3月中は延べ129人、4月中は延べ194人から利用していただいております。

被災地支援については、多くの町民から寄せられた衣類等の救援物資を県を通じて被災地へ送ったほか、3月23日には岩手県大船渡市へ米や味噌等の食糧を届けており、義援金については、秋田県町村会を通じて4,335,800円を支出しております。

また、3月31日から4月30日まで、宮城県塩竈市へ3泊4日の日程で職員10人を、今月5日からは岩手県釜石市へ5泊6日の日程で保健師2人を派遣し、避難所運營業務等の支援をしております。

今回の地震では、幸いにして本町で甚大な被害等はなかったものの、停電等により住民生活に少なからず支障が生じたことから、災害対策の見直し、特に初動体制マニュアルの徹底を図るとともに、巷間取りざたされている本県内陸部を震源とする直下型地震等に対処するための検証を実施したところであり、その結果、行政機能の維持、避難所及び救護所の設置に要する機材、設備等が必要なことから、それらの整備のための経費を今臨時会の補正予算に計上しております。

次に、5月10日付けの新聞でも報じられておりますが、町内に工場を置く山崎ダイカスト株式

会社及び関連会社のY. Qプロ有限会社が、業績不振から希望退職者を募った結果、多くの離職者が出る予定であるとの報告が町に対してありました。

山崎ダイカスト株式会社からは、先月はじめにも離職予定者に関する報告を受けておりましたが、今回さらに関連会社でも離職者が出る予定とのことであり、5月9日現在の離職予定者は、山崎ダイカスト株式会社で59人、Y. Qプロ有限会社で92人とのこととなります。

町では先月下旬、山崎ダイカスト株式会社の離職者対策として、美郷町商工会並びに美郷町企業連携協議会に対し積極的な雇用の要請を行うとともに、主な町内企業18社を訪問し同様の要請をしておりますが、今回、離職者の規模が拡大したことから重ねて要請を行っているところです。また、既に商工観光交流課内に設置しております就労相談窓口で、今後とも離職される方々の各種相談に当たっていくとともに、ハローワーク大曲、秋田県産業労働部及び仙北地域振興局とも情報共有と連携を図り離職者対策を進めていく予定としております。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

承認第2号から承認第7号「専決処分事項の承認を求めることについて」ですが、承認第2号は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町国民健康保険税条例の一部改正について、承認第3号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い専決処分した美郷町国民健康保険条例の一部改正について、承認第4号は、交付税・交付金、国庫支出金及び起債の額の確定に伴う歳入歳出予算の増額並びに繰越明許費を専決処分した平成22年度美郷町一般会計補正予算第12号について、承認第5号は、国県支出金等の額の確定に伴う歳入歳出予算の増額を専決処分した平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第3号について、承認第6号は、繰越明許費を専決処分した平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号について、承認第7号は、繰越明許費を専決処分した平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号について報告し、承認を求めるものです。

議案第37号「美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第38号「美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第39号「美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について」及び議案第40号「美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」ですが、期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第41号「美郷町税条例の一部改正について」ですが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第42号「平成23年度美郷町一般会計補正予算第1号」についてですが、3月11日に発生した東日本大震災での対応状況等を踏まえ、災害対策に万全を期すための発電機の購入や燃料備蓄タンクの設置等の関連経費の追加、雪害による施設の改修に要する経費の追加及び臨時保育士賃金等の増額などに伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

議案第43号「平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」についてですが、災害対策に万全を期すための発電機の購入及び建屋設置工事に要する経費の追加に伴う歳入歳出予算の増額についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集のあいさつといたします。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第5、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてにつきましてご説明を申し上げます。議案2ページをお開きいただきます。

今回の一部改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、平成23年3月30日公布されたことを受け、3月31日専決処分にて国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。議案3ページに改正条例を別紙として掲げてございますが、内容につきましては、議案資料集1ページにございます新旧対照表にてご説明を申し上げます。

今回の改正は、国において中低所得者層の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額を見直すものとされており、これを受けたものでございます。第4条の課税額につきまして、基礎分を50万円から51万円に、後期高齢者支援金分を13万円から14万円に、介護納付金分を10万円から12万円に、それぞれ改正したものでございます。次のページにまいりまして、第25条は2割、5割、7割の減額を規定している条項につきましても、同様の改正を行ったものでございます。課税限度額合計では、これまでの73万円から4万円増加しまして77万円と

なります。議案3ページにお戻りをいただきます。附則におきまして改正後の条例の施行は本年4月1日から、適用区分につきましては、平成23年度以後の年度分からとしております。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番 武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 4番。武藤です。いつもこの国保税については腑に落ちないと思っているのは私だけではないかと思えますけれども、例えば今回上限を上げると、分かりますけれども今これで一番苦しんでいるのは例えば職を失った、米がとれない米が安くなったということではかたがたないということで田んぼを売ってしまうという中で、苦しくてそういうことをすれば中所得者になってしまうといえますか、なんか矛盾なところがここに出ているわけで、この後もこういう景気ですと出てくる恐れが十分にあるわけで、そこ当たり上限なんか金ある人はもっと払ったらいとも思ったりするわけで、それはそれとして、まあこの一般の庶民には増税につながるのではないかなと、そういう場合も出てくるのではないかなと思うわけで、収入の状態、所得そのの当たり、どこの当たりを見ているのか、今回それを上げることにこれまでとの何か不都合さが出てこないかお願いします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） はい。ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

所得の目安といいますか、そのあたりは現在のところ把握はしてございませんが今回の改正による影響でございますけれども、平成22年度をベースにしますと全体では1,620,000円程の収入増になると。限度額を上げたことによりまして、1,620,000円ほど歳入額が上がるという計算でございます。中低所得者層の負担が軽くなるということになるろうかと思えます。それから、一部これ以上上げるといことですけれども、地方税法によりまして政令以上の上限額を設けるといこととはできないとされてございますので、国が定めた政令あるいは法律によりまして条例改正したということでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。9番 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 高額所得者、対象になる人何人いるんでしょうか。それからどういう職種といいますか、どういう方々なのかというところをお願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） はい。お答えをさせていただきます。いずれも平成22年度をベースと

した case ですが基礎課税額分では41世帯限度額を超えてございます。後期高齢者支援金分では87世帯、介護分では26世帯でございました。これらいずれも該当して73万円の限度額となった世帯でございますが22世帯でございました。改正によりましてこのうち基礎課税分では41世帯全部が対象といたしまして再び上限となります。後期高齢者支援金分では87世帯分の内71世帯、介護分では76世帯の内17世帯が限度額となります。合計の限度額77万円となる世帯数でございますが22世帯の内16世帯ということでございます。

職種でございますが、職種につきましてはいずれ課税の元となりますのは所得額でございますので職種までは把握をしてございません。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） はい。これをやることによって低所得者層の軽減になることでしたけれども、国保の制度として高額といってもなかなか税率、応益割とかが高いものですから高額という方が高額所得者といえない人まで限度額ぎりぎりのところの人が結構いらっしゃるのではないかと思いますけれど。そういうところはいかがですか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） お答えをさせていただきます。国保税の制度でございますがただ今ご審議いただいております国保税条例の中で第25条に、2割、5割、7割の減額規程がございます。家族数が多くて所得が比較的少ない場合には2割、5割、7割の減額の規程に該当するふうに思いますので、これらを勘案しますと低所得者層にはそれなりの減額措置が執られるというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） 泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 私は限度額ぎりぎりの人たちが大変なのは、影響が出るのではないかとということなんです。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） はい。限度額ぎりぎりの方というのは限度額にもならず高額な税額を納めていらっしゃる方というふうな方だと存じますが、このような方につきましては制度が限度額というものを定めてございますので、所得なりのご負担をいただいているというふうに考えております。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。13番 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） はい。13番。ただ今の説明の中で一つお伺いをしたいのはなぜ専決処分を

しなければいけなかったものなのか、まずそのところを1点お伺いいたします。それから税の改正の部分ですけれどももっと詳しく、どの部分がどういうふうに変わってこの基礎税額が決定されたものなのか。区分、4区分あるわけですけれども、その部分のどの部分がどういうふうになってこういうふうになったのかそこいら辺の説明をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） はい。専決処分を行った理由でございますが、冒頭ご説明をさせていただきましたが、地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日交付されました。これの施行が平成23年4月1日でございます。法律が施行されましたのでそれに伴って条例も直ちに改正する必要がございまして、3月31日改正をさせていただきまして、翌4月1日から施行するというふうにさせていただいております。区分でございますが区分につきましては地方税法並びに国民健康保険法によりまして、こういう区分で税また保険料を徴収しなさいというふうに決まっておりますのでその区分によって改正をさせていただいたということでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。深澤 均君。

○13番（深澤 均君） 確か区分に所得割それから資産割とかそういう区分があったかと思えますけれども、その部分の均等割、平等割とかありました。その部分のどの部分がどうなったのかというふうなもう少し分かり易い説明があっても当然かと思えますけれども、そこいら辺をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） はい。説明が舌足らずで大変申し訳ございませんでした。能力に応じて納めていただく応能割が所得割と資産割でございます。受ける利益に応じて納めていただく応益割が平等割と均等割でございますが、今回はそれらの率あるいは定額を改定してございませんでしたので、ご説明を割愛させていただいたものでございます。率等につきましては23年度の国民健康保険税の財政に応じて、この後試算をさせていただきまして議会にお諮りをするという手続きを改めて取らせていただくというものでございます。

○議長（高橋 猛君） 深澤 均君。

○13番（深澤 均君） その区分が前と変わらないということは低所得者のその減税につながるものですか。変わらないということは同じということではないですか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） はい。ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

今のご質問の中身でございますが、先ほど財政的な影響が1,620,000円となるというご説明をさせていただきます。所得額が高い方、限度額にかかった方からお預かりする保険税が1,620,000円増えますので、その分全体の保険税が変わらないものとする、低所得者あるいは中所得者の方の負担が1,620,000円減額となるということでございますので、中低所得者層の負担軽減となるということでございます。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第2号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第2号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、美郷町国民健康保険条例の一部を改正する条例にかかる改正内容につきましてご説明いたします。議案7ページ及び議案資料集3ページをお開き願います。

本改正につきましては、従前経過措置として取り扱いをしておりましたものを恒久化するための改正であります。具体的には平成23年3月30日に交付されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令が同年4月1日より施行されたことに伴いまして、美郷町国民健康保険条例第4条

に規定しております出産育児一時金の支給額を35万円から39万円に改正したものであります。なお、議案7ページにございます経過措置におきまして、この条例の施行の日の前に出産した被保険者にかかります美郷町国民健康保険条例第4条の規定による出産育児一時金の額については、なお、従前の例とすることとしております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第3号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第7、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 薫君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。11ページの専決第8号をご覧ください。

平成22年度美郷町一般会計補正予算第12号について、平成23年3月31日付けで専決処分したので報告し、承認をお願いするものでございます。専決処分の内容ですが歳入歳出予算の総額にそれぞれ163,691,000円を追加し、総額を12,350,679,000円とするものでございます。また繰越明許費と地方債の補正を行ったものでございます。16ページをお願いします。

第2表繰越明許費の補正でございます。まず、追加ですが、2款1項総務管理費の普通財産管理費と情報システム管理費につきましては東日本大震災の影響により、関連企業の営業休止や必要部材の調達が困難となったことにより事業の年度内完了が見込めないため繰越明許費としたものでございます。

6款1項農業費の農業生産等復旧対策事業につきましては、22年度の豪雪に伴う復旧対策費で、県との協調助成事業であり、県事業について全て繰越事業とするため繰越明許費としたものでございます。同じく6款1項の団体営事業負担金費と圃場整備事業支援事業につきましては事業主体の県が本事業費の明許繰越をするため設定したものでございます。事業箇所は湯尻地区のため池と、本堂城回、羽貫谷地、大畑の3地区でございます。

7款1項商工費の六郷温泉施設整備事業費と仙南温泉施設整備事業並びに8款4項都市計画費の防災まちづくり事業である流雪溝整備工事につきましては、東日本大震災の影響によりまして、必要部材の調達が困難となったことにより事業の年度内完了が見込めないため繰越明許費としたものでございます。

次に変更ですが、8款2項道路橋梁費の2つの事業につきましては、東日本大震災の影響によりまして、基準点測量を点検する必要が生じたこと、工事用資材の調達が困難となったことによりまして事業の年度内完了が見込めないため、すでに繰越設定していた路線に追加し事業名及び金額を変更したものでございます。

次のページですが、地方債の変更補正でございます。事業費の確定により起債の額が決定しましたので合併特例債及び過疎対策事業債の借入限度額を変更するものでございます。

次に予算補正概要について説明します。21ページをご覧ください。最初に歳入をご説明いたします。2款の地方譲与税から23ページの10款交通安全対策特別交付金までにつきましては、3月定例会以降に交付決定があり、額が確定したことによる補正であります。なお、9款地方交付税ですが、こちらは特別交付税の額が決定したことによるもので、特別交付税の総額は349,912,000円となっております。13款2項5目土木費国庫補助金ですが22年度の豪雪に伴い新たに臨時市町村道除雪事業費補助金が18,000,000円交付されたものでございます。17款1項1目老人保健特別会計繰入金ですが、老人保健特別会計の廃止に伴いまして、これを調整するために繰り入れするものでございます。20款町債ですが、事業費が確定したことにより減額するものです。

次に25ページ歳出をご説明します。4款1項保健衛生費、8款1項土木管理費、2項道路橋梁費、4項都市計画費につきましては歳入で説明した国の除雪事業補助金が追加されたこと、ま

た、地方債が確定したことによりまして財源の組み替えを行ったものでございます。26ページ13款2項1目基金費積立金ですが財政調整基金に3,429,000円を、また、公共施設整備基金積立金に160,000,000円をそれぞれ積み立てしたものです。これにより財政調整基金現在高1,237,000,000円公共施設整備基金積立金現在高570,000,000円となります。14款予備費につきましては端数を調整したものでございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてご説明申し上げます。議案31ページをお開きください。

平成22年度美郷町老人保健特別会計補正予算第3号についてご説明いたします。老人保健特別会計につきましては平成22年度末をもって当特別会計を廃止することとし、3月の定例会におきまして条例の改正及び精算のための補正を行ったところでございます。その後平成22年度老人保

健医療費の清算に伴う国庫及び県費負担金等の交付が56,000円ございました。その清算のため余剰金である56,000円を一般会計へ繰り出すものであります。

議案37ページ及び38ページをお開きください。歳入につきましてはそれぞれ今申し上げました国庫負担金44,000円、県費負担金につきましては10,000円、雑入としまして2,000円の計56,000円でございます。同56,000円を議案38ページにございます歳出一般会計繰出金として一般会計の方へ繰り出すものでございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第5号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第9、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） はい。承認第6号についてご説明いたします。41ページをお願いいたします。

平成22年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第6号について、平成23年3月31日付けにて専決処分したので議会に報告し、承認をお願いするものです。43ページをお願いいたします。第

1 表繰越明許費の1款3項簡易水道整備事業について2,000,000円を翌年度に繰り越したのですが、これは予定していた千畑中央地区の揚水試験が豪雪と東日本大震災により発注を見合わせのため繰越明許費としたものでございます。以上でございます

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第6号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第6号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第10、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則君） 承認第7号つきましてご説明いたします。47ページをお願いいたします。

平成22年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第5号について、平成23年3月31日付けで専決処分したので、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。49ページをお願いいたします。第1表繰越明許費の1款3項の流域下水道建設事業費負担金について362,000円を翌年度に繰り越したのですが、これは流域下水道大曲処理区の建設事業工事におきまして、本管の敷設に伴う関係機関との協議において不測の日数を要したため繰越明許費としたものでございます。以

上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

承認第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第7号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第11、議案第37号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第37号についてご説明いたします。

県内各市町村の期末手当の支給状況を踏まえ、議員の6月支給期末手当の支給率を改定したく提案するものがございます。議案資料集4ページに新旧対照表を載せてございますので合わせてご覧いただきたいと思います。一般職の支給率の読替の規程となっておりますが、議案第40号で提案しております一般職の給与に関する条例の一部改正において、一般職の6月支給の期末手当の支給率が100分の125から100分の120に、100分の5の引き下げを行うことに伴い議員の6月支給の期末手当についても100分の145から100分の140に、一般職と同様100分の5の引き下げをする改定でございます。これは県が国の基準より100分の5の引き下げを現在実施しており、県内のほぼ全市町村においても県に準じていることから、美郷町においても同様の措置をとるということでご

ざいます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第37号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第37号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号 美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第12、議案第38号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議案第38号についてご説明いたします。

議案第37号と同様に、県内各市町村の期末手当の支給状況を踏まえ、町長及び副町長の6月支給期末手当の支給率を改定したく提案するものです。議案資料集5ページに新旧対照表を載せてございます。議員同様町長及び副町長の6月支給の期末手当を100分の145から100分の140に、100分の5の引き下げをする改定でございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第38号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第38号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第38号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第13、議案第39号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第39号についてご説明いたします。

議案第37号及び第38号と同様に、教育長の6月支給期末手当の支給率を改定したく提案するものでございます。議案資料集6ページに新旧対照表を載せてございます。議員、町長、副町長と同様に100分の145から100分の140に100分の5の引き下げをする改定でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案39号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案39号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第39号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第14、議案第40号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第40号についてご説明いたします。

議案第37号から第39号までと同様、期末手当の支給状況を踏まえ一般職員の6月支給の期末手当の支給率を改定したく提案するものでございます。議案資料集7ページに新旧対照表を載せてございます。第22条第2項につきましては、一般職職員の6月支給の期末手当を100分の125から100分120に、100分の5の引き下げをする改定でございます。第3項につきましては再任用職員について、こちらも一般職同様県に準じて引き下げをする規程でございます。以上でございます。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。6番 中村利昭君。

○6番(中村利昭君) 議案の37号から40号まで5%の引き下げを今説明があったわけですが、美郷町のこの状況を判断すればもう少し減額するべきではないかなとは思いますが、その辺は他の市町村と比べてとの説明があったわけですが、特に美郷町はYD社のリストラ、雇用派遣社員の契約停止と多大な犠牲を払って町民が生活している中で、役場と議会がこの程度でいいのかと言う声が私には聞こえてきますので、いかがなものかというふうに思いますが、なんとかその辺をもう一度お考えをしていただけないでしょうか。

○議長(高橋 猛君) 総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 今回の改正によりまして、国が示している基準よりも更に100分の5引き下げるといような、県内の実状を勘案しての引き下げということでございます。一般職につきましても、職員につきましても生活給ということもございますので、その辺を勘案して今回の引き下げということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。はい。6番 中村利昭君。

○6番（中村利昭君） 今他の市町村と比べてとありますが、やはり美郷町の企業の中でも大きい企業がもし撤退するとか、このまま営業活動ができなくなった場合にはやはりそういうもろもろの給料をあてにして生活をしているものが、多大な生活の苦しい立場に置かれると思います。ですからやはりもう少し検討した方がという気がしてならないわけでございます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 先ほど申しましたように、現在職員の給料等々につきましては人事院勧告に沿って行っているわけでございます。まあ国の基準等々に沿って実施をしているということでございます。今後起こり得る企業等々のリストラそれらも今後は勘案して、国の人事院の勧告等々の際に踏まえて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。反対討論ですか。9番 泉美和子君の反対討論を許可します。登壇願います。

○9番（泉 美和子君） 議案第40号に反対の立場から意見を述べます。公務員の一般職の給与の引き下げは民間労働者に与える影響が大きく、賃下げの悪循環を生み出すものであると考えます。今回期末手当の引き下げですが、生活給でありますし、地域経済に与える影響も大きいと考えますので反対をいたします。

○議長（高橋 猛君） 他に討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 以上で討論を終結いたします。

議案第40号について、これより採決いたします。

異議がありますので起立によって採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立者14名）

○議長（高橋 猛君） 起立多数です。よって、議案第40号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第15、議案第41号 美郷町税条例の一部改正についてを上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議案第41号 美郷町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

美郷町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日施行されたことに伴い、税条例の一部を改正する必要が生じたことから提出をさせていただいたものです。

改正の目的でございますが東日本大震災に対しまして国、地方が一体となった税制上の対応を図るものでございます。60ページをお開きいただきます。議案別紙をご覧ください。町税条例の附則につきまして第19条から第21条まで3条を加えるものでございます。改正内容につきましては議案資料集8ページの資料にてご説明をさせていただきます。資料集8ページをお開きいただきます。資料につきましては税制改正の内容につきまして総務省が公表したものの抜粋を使用させていただいております。

始めに個人町民税ですが、①雑損控除の特例につきましては条例案では附則第19条で規程をしてございます。東日本大震災により被害を受けた財産等について雑損控除の適用を今年度、平成23年度の町民税に反映させる処置と、繰越可能期間を現行の3年から5年とする改正でございます。資料中段の二重丸3、住宅借入金等特別控除、通称住宅ローン減税でございますが、附則第20条で規定しておりまして、震災によって滅失した家屋に係る住宅ローン減税でございますが、それを後年度以降もそのまま継続するというものでございます。資料集の次のページ、9ページをご覧ください。

固定資産税につきましては、資料集に記載のとおり5項目に渡って主に住宅用地及び住宅用家屋について課税免除、特例等が措置をされてございます。条例附則第21条はこれらの特例措置を受ける場合の手続きを規定したものでございます。議案63ページにお戻りをいただきます。

附則でございますがこの条例は公布の日から施行することとしてございます。第20条の住宅借入金等特別控除の部分につきましては、平成24年1月1日から施行するというようにしてござい

ます。なお、資料集の中で説明を割愛させていただきました部分でございますが、本年4月27日施行されました東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、並びに地方税法の一部を改正する法律によりまして、すでに措置をされてございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第41号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第16、議案第42号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第1号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（高橋 薫君） 議案第42号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第1号についてご説明いたします。

71ページをお願いします。歳入であります。9款1項地方交付税ですが今回の補正財源として普通交付税64,108,000円を充当するものでございます。

○総務課長（小原正彦君） 次に72ページ、歳出を順次説明させていただきます。

始めに2款1項1目一般管理費でございますが、町長の行政報告にありましたとおり、今回の

震災を検証しまして近々の災害のために、行政機能の維持、避難所、救護所の設置等に要する機材設備等が必要なことから、今回2款及び9款にそれらの設置の経費等々を計上しているところでございます。

2款1項1目12節通信運搬費でございますが、こちらは災害発生時の通信手段確保のため衛星電話を購入する予定でございます。その基本料金及び通話料等を414,000円を計上してございます。

○教育次長兼教育総務課長（須田 喬君） 続きまして、3款2項4目7節の賃金でございますが、これは入園児数が増えたことに伴っての臨時保育士賃金の増額補正でございます。4節についてはそれに伴う社会保険料でございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 16節原材料費でございますが、22年度豪雪被害による千畑保育園、仙南保育園の生け垣の復旧補修に要する材料費をお願いするものでございます。

○商工観光交流課長（池田茂碁君） 4款1項4目水環境保全事業費11節でございますけれども、六郷字東高方町地内にあります寺町親水公園の回りを囲む生け垣の修繕に係る予算を計上したものでございます。15節でございますけれども、これは六郷字本道町地内の湧水群の一つ藤清水周辺施設について、改修工事を行うための予算を計上したものでございます。老朽化が著しく今冬の影響もありまして損壊しております御伊勢堂川沿いの藤棚を始め、板塀、生け垣等の改修が主な内容となっているものがあります。

○総務課長（小原正彦君） 次に9款1項5目災害対策費は、災害時対応設備等の整備経費で役場庁舎、出張所、それから出張所としての電算サーバー等々の維持に関する経費、それから避難所を千畑交流センター、中央ふれあい館、南ふれあい館の3カ所、救護所を保健センターにそれぞれ開設する経費を計上してございます。11節の専用消耗品費でございますが、10リッター用の給水袋2,000袋の他ガソリンの携行缶、医薬品、夜間作業用の安全チョッキなどの購入費として2,436,000円を計上。15節工事請負費でございますが、ガソリン軽油の備蓄タンクを各6基ずつ、計12基の設置工事、それから発電機の格納庫2箇所の設置工事、学校施設の転倒防止改修工事これら合わせまして4,739,000円を計上してございます。18節の備品購入費ですが、発電機は避難所となる中央ふれあい館及び救護所となる保健センターのトイレや水道の揚水が可能な三相仕様の発電機を各所に1台ずつ配置、避難所用、出張所用の発電機2台、学校用の発電機9台の他カセットボンベで起動する発電機など合わせて発電機14台の購入を予定してございます。それから避難所、救護所、役場、出張所など照明及び電源として活用しますバルーン投光機7台、それから通信手

段確保のための衛星電話5台、災害時飲料水供給のための浄化装置2台、消防団分団の積載車用の移動無線アンテナ18個、車載用の給水タンク3台の購入経費として合わせて16,012,000円を計上してございます。28節繰出金につきましては災害時の簡易水道施設稼働維持のための経費を特別会計に繰り出すものでございます。

○教育施設課長（梅山正之君） 10款2項1目学校管理費の15節でございますが、金沢小学校の相撲場屋根を支える柱が腐食と積雪に起因いたしまして損壊しましたことから、危険な状況を取り除くために解体費の補正をお願いするものでございます。4項1目幼稚園費11節でございますが、22年度豪雪の雪解け後の雪害検証により被害のありました千畑幼稚園テラス屋根と仙南幼稚園フェンスの補修経費の補正をお願いするものでございます。

○生涯学習課長（小林宏和君） 続きまして5項3目でございます。坂本東嶽邸の耐震対策等歴史建築有識者による検討会を開催したく、8節委員報酬、9節旅費を計上してございます。3名3回分の内容となっております。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番 熊谷隆一君。

○15番（熊谷隆一君） 72ページの4款1項、藤清水の整備に係る予算に関連してですけれども、整備することに異議はございませんけれども、あそこに諏訪神社がありまして非常に壊れたままで見栄えが悪いというか、環境的に清水なり藤棚等を整備しても効果が上がらない感じがするわけです。ただ、政教分離とか宗教施設ですので町が関知できないということは分かるわけですけれども、その点については商工会なり、氏子とかいろいろ責任ある団体がいるはずですので、すぐにはできないとは思いますが、一体的に整備していくような方策を考えていった方がよいのではないかなと、そういうふう感じておりますがその点についてお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂基君） ただ今の藤清水あるいはキャベコ清水あの周辺の全体の景観といったことを考えた時に、やはり周地である部分についても整備を考えていかなければならないのではないかなというように思っています。議員のご指摘は一般的にはもっともなところでございますけれども、行政の機関といたしましてはなかなかそのところまで踏み込んでお願いしていくというのは難しいところがございますけれども、一つ参考とさせていただきますというところをお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

2番 熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） 消防費のことですけれども、油の備蓄あるいは発電機、これによって大体何時間位保つものなのか。それから今回の震災に関してはハイブリット車あるいは電気自動車の利用が新聞報道などであるわけですけれども、発電機ではなく蓄電機方式ということもあるように聞いておりますけれどもそこら辺は検討しましたでしょうか。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただ今のご質問にお答えします。基本的に5日から1週間程度の備蓄になろうかと思えます。油関係についてはそのぐらいの備蓄になろうかと思えます。ただ使用の度合いによって大部違ってきますので、その辺はできるだけ災害時には使用を控えて住民生活に支障のない形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。それから蓄電池の関係でございしますが、確かに現在あるということは聞いております。ただ蓄電がそれほどの技術にはなっていないというような話を聞いておりますので、今回は発電という形での措置をさせていただいたところでございます。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。4番 武藤 威君。

○4番（武藤 威君） おそらく今日はもう少しで終わりますけれども、そういう中で町長の報告からずっときて、確か震災の後この町内で道路とかそういうものがどのくらい壊れたのか調べてみるというので報告あるかなと思っていたが誰からも報告がない。あちらこちら回ってみておりますけれども金沢東根では田んぼが下がったりしている。例えば地盤の弱い私の前の南小学校から下畑屋にかけて道路に細かい線だけれども相当のヒビが入っている。このまま使っても支障ないということだと思えますけれども、被害は被害ですので早めに把握しながら何年後には道路作ったりしなければならぬだろうし、特に水道管が埋まった歩道なんか結構ヒビ入っておるようですけれども。そこ当たりの報告があると思ったけれども残念ながらなかった。そういう面でもう少し調べて欲しいと要望しておきます。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） ただ今のご意見に対してお答えさせていただきたいと思えますが、3月の政策等意見交換会、それから4月22日に開催した政策等意見交換会、そちらについて確か被害状況は議員の皆様には報告をさせていただいておるところでございます。そういう点でご理解をお願いしたいと思います。（「その結果は？。その後どうということ考えられますか」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） はい。ただ今の関連についてお答えいたします。災害関連につきましてはそれぞれでき得る範囲で地域の実情なり、それから管理する部分、それらについての実態把握を行っております。また、今回災害と合わせまして豪雪の関係、これらがございまして、それらがどちらに起因するものか分からないものがございます。ただ住民生活に支障がないよう、安全を確保するよう緊急度の高いものから順次手をかけてございます。また、様々な補助関係を活用しながらこの後も必要に応じまして本来の安全に支障のないように順次整備してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第42号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第17、議案第43号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を上程し、議題といたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（照井智則昇君） 議案第43号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

今回の補正は、先の東日本大震災を受けまして過去に発生した陸羽地震と同程度の地震発生や、災害時の長期停電に対して住民が安心できる安全なまちづくりのため、特に飲料水の確保に必要

とされる自家発電機を設置したく必要な経費の補正をお願いするものでございます。初めに歳出のご説明いたします。82ページをお願いいたします。

1款4項1目18節備品購入費ですが、町内の簡易水道施設10施設の内、自家発電機が設置されていない4施設の取水場や配水場に、20キロボルトアンペアから80キロボルトアンペアの自家発電機を設置するものです。設置箇所は千畑中央地区に2台、六郷西部地区に1台、六郷東部地区に1台、仙南東部地区に2台、合わせて6台の自家発電機を設置するための経費です。次に15節工事請負費ですが、自家発電機設置に伴う建屋等改修経費で、1箇所当たり約84万円で6箇所を予定しております。

次に歳入をご説明いたします。81ページをお願いいたします。5款1項1目1節ですが災害復旧のための財源として一般会計から繰り入れするものです。以上で説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第43号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第43号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で本臨時会に上程されました議案の審議は終了いたしました。

これをもって平成23年第4回美郷町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時26分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成23年5月12日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 熊 谷 良 夫

署 名 議 員 伊 藤 福 章